

会津若松市空家等改修支援事業補助金交付要綱

(平成30年6月14日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市空家等対策計画に基づき、安全・安心なまちづくりと居住環境の改善、さらには地域の活性化を図るため、空家等を改修し、その利活用を行おうとする者に対して、予算の範囲内において会津若松市空家等改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する空家等の改修とする。

- (1) 地域の活性化に資する公共性及び公益性のある取組
 - ア 地域の活動拠点（高齢者サロン、子育て支援施設等）
 - イ 地域活性化に資する施設（宿泊・交流施設等）
- (2) 市外からの移住

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空家等の所有者等又は空家等を購入する者若しくは賃借する者であること。
 - (2) 原則、5年以上の事業継続又は定住する意思のある者であること。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 改修工事を行うに当たり、市から同種の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。
 - (5) 過去において、この補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、交付対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであってはならない。

(交付対象空家等)

第4条 補助金の交付の対象となる空家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 会津若松市空家等対策計画において定義している状態の空家等であること。
- (2) 市内に存在する空家等であること。

(交付対象改修工事)

第5条 補助金の交付対象となる改修工事は、別表のとおりとし、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 市内業者（市内に事業所を有する事業者をいう。）が施工する改修工事であること。
- (2) 改修工事の内容が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の建築関係法令に違反していないこと。
- (3) 第9条第2項の規定による交付決定の通知の日以後に着手する改修工事であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、改修工事経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の規定による交付申請の前に、あらかじめ、会津若松市空家等改修支援事業補助金事前協議書（第1号様式）により、市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の会津若松市空家等改修支援事業補助金事前協議書を受理したときは、当該事前協議に係る事業内容が補助対象に該当するかどうかを確認し、その結果を会津若松市空家等改修支援事業補助金事前協議回答書（第2号様式）により当該協議を行った者に通知する。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（前条の協議により当該事業の内容が補助対象に該当する旨の確認を得た者に限る。）は、改修工事の着手前に空家等改修支援事業補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第4号様式）
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 登記事項証明書又は売買契約書若しくは賃貸借契約書等当該物件の権利者であることを証する書類の写し
- (4) 所有者等の工事同意書（第5号様式）（申請者が所有権を有していない場合に限る。）
- (5) 事業継続に係る誓約書（第6号様式）
- (6) 法人の定款（申請者が法人の場合に限る。）
- (7) 団体規約（申請者が任意団体である場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、空家等改修支援事業補助金交付決定通知（補助金交付指令書）により、申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更又は中止の承認)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、改修工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、空家等改修工事内容変更（中止）申請書（第7号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、会津若松市空家等改修支援事業補助金交付決定変更通知書（第8号様式）により交付対象者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 交付対象者は、改修工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、空家等改修工事完了報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 改修工事費の領収書の写し
- (3) 改修工事完了後の完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告があったときは、完了報告書等の提出された書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、改修工事の内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の額の確定の通知を受けた交付対象者は、市が指定する日までに補助金の交付を請求しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第14条 交付対象者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
(交付決定又は確定の取消し)

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定又は額の確定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は額の確定を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定又は額の確定を取り消したときは、会津若松市空家等改修支援事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、交付対象者にその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定又は額の確定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の保存)

第17条 交付対象者は、補助事業に係る関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

別表 (第5条関係)

番号	対象となる工事
1	風呂、トイレ、台所等水回り改修工事
2	バリアフリー改修工事 (手すりの設置、段差の解消、廊下の幅拡張等)
3	壁紙の張替え、床の張替え等の内装工事
4	根太、大引等の床組補修工事
5	畳の取替え、表替え等
6	窓、ガラス、サッシ等の取付け又は交換等
7	室内建具等の交換
8	給湯設備機器の設置又は交換
9	照明 (単なる電球又は蛍光管の交換を除く。)、コンセント、スイッチ、エアコン等住宅設備機器の設置又は交換 (建物に付合しているものに限る。)
10	屋根のふき替え、塗装等
11	外壁の張替え、塗装等
12	外壁、屋根、天井の断熱化工事
13	住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラス等の設置工事
14	雪止めの設置及び交換
15	その他市長が認める工事